

市職員が情報漏えい 市民の個人情報数万件、7年にわたり自宅PCに送信 マイナンバーも 釜石市

5/27(金) 11:58 配信

**ITmedia
NEWS**

臨時記者会見資料
令和4年5月26日(木)
総務企画部 総務課

処分対象職員、処分及び非適行為の内容

職員の懲戒処分をしましたので、下記のとおり公表します。

1 信頼失墜行為

処分年月日：令和4年5月26日

所属課及び職種	性別	年齢	処分	非適行為の内容
職員A 総務企画部 係長	女	40歳代	免職	<p>被処分者は、市民の個人情報が記載されたエクセルファイルを電子メールに添付し複数回にわたり自宅パソコンのメールアドレスに送信することで情報を漏えいした。</p> <p>→例として、平成27年2月12日に漏えいした情報には約19,600名分の住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯番号、収入額等が記載されていた。平成27年2月13日に漏えいした情報には、応急仮設住宅居住者約4,700名分の住所、氏名、生年月日、性別、被災住所等が記載されていた。平成29年9月22日に漏えいした情報には、約600名分の特定個人情報を含む約3,200名分の住所、氏名、生年月日、性別等の情報が記載されていた。</p> <p>令和2年1月17日には職員Bに依頼し、住民基本台帳に登録される情報のうち数万件分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号、続柄等が記載されたものを電子メールに添付して送信させ情報を入手した。</p> <p>また、勤務時間中に、業務で用いるチャット機能を私的内容でのやり取りに繰り返し利用しており、そのやり取りの中で業務上知り得た市民の保育料滞納情報、及び施設使用料の滞納情報等を他部署職員に漏えいしていた。</p> <p>また、職員Bと共に、職員Bが担当する業務を令和3年度の監査項目から外す行為があった。</p> <p>これらは、地方公務員法第33条(信頼失墜行為の禁止)、同法第34条(秘密を守る義務)、及び同法第35条(職務に専念する義務)に違反している行為である。</p> <p>以上により、地方公務員法第20条により懲戒処分したものである。</p>

記者発表資料より

岩手県釜石市は5月26日、住民基本台帳に記載された市民の個人情報を違法に取得・漏えいしたとして、40代の職員2人を懲戒免職処分にし、住民基本台帳法違反で岩手県警に告訴したと発表した。 記者発表資料より

2人は2015年以降約7年間にわたり、市民の住所や氏名などのデータ入りExcelファイルをメールに添付し、私有アドレスに送信するといった手口で、数万件の情報を繰り返し流出させていたという。流出情報の一部には、市民の収入額や被災住所、マイナンバーも含まれていた。

2021年9月に内部告発があり、調査したところ判明した。

処分を受けたのは、総務企画部の40代の女性係長と、建設部の40代の男性主査。

一例として女性係長は、15年2月に、市民1万9600人分の住所、氏名、生年月日、収入額などのデータ入りExcelファイルを、メールに添付して私有アドレスに送信。17年8月には、市民3200人分の住所、氏名、生年月日などの約3200人分を漏えいし、うち600人分にはマイナンバーが含まれていたという。

さらに、業務で使うチャット機能で勤務時間中、私的な内容のやりとりし、その中で、市民の保育料滞納情報、施設使用料の滞納情報などを他部署の職員に伝えていた。

一方で、男性主査は女性係長と共に謀り、18年と20年の2回にわたり、住基台帳に登録される情報のうち数万人分の住所、氏名、生年月日、性別などを、電子メールに添付して女性係長に送信していたという。

男性主査は15年、市民約2600人分の被災住所などを、18年には、市民約1万6700人分の住所、氏名、電話番号等が記載されたExcelデータを、私有アドレスあてにメールしていた他、17年～22年にかけ、私物のUSBメモリに住基台帳データを保存し、持ち帰って自宅PCでデータを利用していたという。

さらに2人は共謀し、担当業務を2021年度の監査項目から外したという。

21年9月、女性係長が業務で知った情報を口外していることや、業務時間中に大量のメールを同僚に送信していることなどを告発する投書が複数あったことから、内部調査を進めて発覚した。